

第1879号  
令和8年2月1日

# 裁判所時報

発行  
最高裁判所  
事務総局  
(毎月1日・15日発行)

## (目次)

### ◎裁判例 ..... 1

#### (民事)

- 業務停止の懲戒処分を受けた弁護士が当該懲戒処分に違反してした即時抗告が補正を命ずることなく不適法として却下された事例

(令和7年(マ)第490号・令和7年12月18日 第一小法廷決定 却下)

- 1 消費者が液化石油ガスの供給等に関する契約を終了させる場合に消費設備に係る配管の設置費用等に関して所定の金額を液化石油ガス販売事業者を支払う旨を定めた条項が、消費者契約法(令和4年法律第59号による改正前のもの)9条1号にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たるとされた事例
- 2 消費者が液化石油ガスの供給等に関する契約を終了させる場合に消費設備に係る配管の設置費用等に関して所定の金額を液化石油ガス販売事業者を支払う旨を定めた条項が、消費者契約法(令和4年法律第59号による改正前のもの)9条1号により無効となるとされた事例

(令和6年(受)第204号・令和7年12月23日 第三小法廷判決 破棄自判)

- 液化石油ガス供給のために戸建て住宅に設置された消費設備に係る配管等につき当該住宅に付合しており民法242条ただし書の適用もないとされた事例

(令和6年(受)第1373号・令和7年12月23日 第三小法廷判決 棄却)

- 国家公務員宿舎の住戸について国有財産法に基づく使用許可を受けた県が、同使用許可に基づく使用収益権を保全するため、同住戸の占有者に対する国の所有権に基づく建物明渡請求権を代位行使して、同占有者に対して同住戸の明渡しを求めることができるとした原審の結論が是認された事例

(令和6年(受)第1046号・令和8年1月9日 第二小法廷判決 棄却)

#### (刑事)

- 大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(令和7年大阪府条例第2号による改正前のもの)15条2項、1項1号、6条3項2号と軽犯罪法1条23号

(令和6年(あ)第504号・令和7年12月23日 第二小法廷決定 棄却)

- 住居不詳の被告人に対する控訴趣意書差出最終日通知書等の付郵便送達が有効とされた事例

(令和6年(あ)第1087号・令和8年1月14日 第三小法廷決定 棄却)

### ◎記事 ..... 21

- 叙位・叙勲(11月分、死亡者のみ)
- 人事異動(12月26日～令和8年1月16日)

### ◎最高裁判所規程 ..... 22

- 電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件の事件記録保存規程について

## 裁判例

## 民事

## ◎ 業務停止の懲戒処分を受けた弁護士が当該懲戒処分に違反してした即時抗告が補正を命ずることなく不適法として却下された事例

件名 裁判所書記官忌避申立て事件却下決定に対する即時抗告事件

最高裁判所令和7年(マ)第490号  
令和7年12月18日 第一小法廷決定 却下

抗告人 X  
原 審 福岡家庭裁判所小倉支部

## 主 文

本件抗告を却下する。  
抗告費用は別紙記載の者の負担とする。

## 理 由

1 記録及び当裁判所に顕著な事実によれば、本件の経緯等は、次のとおりである。

(1) 抗告人は、別紙記載の者(以下「本件弁護士」という。)を手続代理人として、福岡家庭裁判所小倉支部に申し立てた婚姻費用分担調停(同裁判所令和6年(家イ)第144号、第434号)において、裁判所書記官に対する忌避の申立てをした。これに対し、同裁判所は、令和7年11月21日、上記申立てについて、手続の遅滞のみを目的としていることは明らかであり、不適法なものであるなどとして、これを却下する旨の決定(以下「原決定」という。)をした。原決定は、同日、本件弁護士に告知された。

(2) 本件弁護士は、同月25日、福岡県弁護士会により、業務停止6月の懲戒処分(以下「本件懲戒処分」という。)を受け、本件懲戒処分の効力が生じた。このことは、遅くとも同月26日には当裁判所の知るところとなった。

(3) 本件弁護士は、同月28日、抗告人の代理人として、原決定に対する不服申立てをする旨の同月26日付け書面(以下「本件書面」という。)を当裁判所に提出した。これにより、抗告人は、本件抗告をした。

(4) 本件弁護士が同月27日以降に弁護士として当裁判所に提出した裁判を求める旨の書面は、相当多数に上る。また、本件書面には、抗告人の住所として本件弁護士の法律事務所の所在地が記載され、抗告人本人の本件弁護士に対する委任状の添付もなく、本件抗告の理由の記載も、本件事案に即した実質的な記載が乏しい。

2(1) 弁護士法57条1項2号に定める業務の停止の懲戒について、その告知を受けた弁護士は、その告知によって直ちに当該期間中、弁護士としての一切の職務を行うことができないことになり、この禁止に違背したときは重ねて懲戒を受けることがあるばかりでなく、禁止に違背してなされた職務上の行為もまた、違法であることを免れないというべきである。そうである以上、当該弁護士は、業務停止期間中、代理人として家事事件の手続行為をすることが許されないのはもちろんであって、もし裁判所が上記のような懲戒の事実を知ったときは、裁判所は、当該弁護士に対し、手続への関与を禁止し、これを手続から排除しなければならない(最高裁昭和40年(オ)第620号同42年9月27日大法廷判決・民集21巻7号1955頁参照)。本件抗告は、本件弁護士が、本件懲戒処分に違反してした即時抗告であって、当裁判所が本件懲戒処分を知った後にされたものである。そうすると、本件弁護士は、本件抗告の手続から排除されなければならない、本件抗告は、手続代理人となる資格を一時的に停止された者がした不適法なものとなる。

(2) そして、弁護士法1条は、1項において、弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とすると定め、2項において、弁護士は、前項の使命に基づき、誠実にその職務を行わなければならない旨を定めている。弁護士法上の懲戒制度は、上記のような弁護士及び弁護士法人の使命と職務を全うし、弁護士及び弁護士法人に対する信頼を維持し向上させるために定められたものであって、高度の公益性を有するから、その趣旨は貫徹されるべきものである。また、日本弁護士連合会において、「被懲戒弁護士の業務停止期間中における業務規制等について弁護士会及び日本弁護士連合会の採るべき措置に関する基準」が定められ(平成4年1月17日理事会議決)、その中で、弁護士会等は、懲戒処分の告知に当たり、被懲戒弁護士に対し、業務停止の期間が1か月を超える場合には、直ちに依頼者との委任契約を解除するとともに、委任契約を解除した受任事件について、解除後直ちにその係属する裁判所等に対し、辞任の手続を執らなければならないことを説明し、その遵守を説示しなければならない旨が定められている。以上のように、弁護士の業務停止の期間中における業務規制等について、国民の弁護士に対する信頼及び各弁護士会の懲戒制度の実効性を確保する改善措置が図られているところである。

(3) 本件懲戒処分は、本件弁護士に対して、6か月間、弁護士の業務に従事をしてはならない旨を命ずるものであり、本件懲戒処分の効力が生じている限り、これに従うことが強く求められるというべきである。そうであるにもかかわらず、上記の経緯等によれば、本件抗告は、本件弁護士が、本件懲戒処分を受けながら、これに違反

する意図をもって当裁判所に本件書面を提出することによりされたものということができる。また、本件弁護士が本件懲戒処分の効力が生じた後に提出した裁判を求める旨の書面は相当多数に上り、本件書面はそのうちのひとつとして提出されたものであるし、本件弁護士は上記基準によって遵守が求められている措置を講じていないことがうかがわれ、懲戒処分の違反の程度は重大である。

さらに、本件書面には、抗告人本人の本件弁護士に対する委任状が添付されておらず、抗告理由に関して本件事案に即した実質的な記載が乏しいこともあって、本件抗告が抗告人の意思を反映したものであることをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事情を併せ考慮すると、本件抗告について抗告人本人の追認により有効となると解することは、弁護士法が懲戒制度を設けた上記趣旨を没却するに等しいから、そのように解することはできず、本件抗告は、その不備を補正することができないというべきである。

(4) したがって、本件抗告は、補正を命ずることなく、不適法として却下すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 安浪亮介 裁判官 岡 正晶 裁判官  
堺 徹 裁判官 宮川美津子 裁判官 中村 慎)

「別紙省略」

- ◎ 1 消費者が液化石油ガスの供給等に関する契約を終了させる場合に消費設備に係る配管の設置費用等に関して所定の金額を液化石油ガス販売業者に支払う旨を定めた条項が、消費者契約法（令和4年法律第59号による改正前のもの）9条1号にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たるとされた事例
- 2 消費者が液化石油ガスの供給等に関する契約を終了させる場合に消費設備に係る配管の設置費用等に関して所定の金額を液化石油ガス販売業者に支払う旨を定めた条項が、消費者契約法（令和4年法律第59号による改正前のもの）9条1号により無効となるとされた事例

件名 残存費用等請求事件

最高裁判所令和6年（受）第204号

令和7年12月23日 第三小法廷判決 破棄自判

上告人 Y

被上告人 株式会社エネライフ

原 審 東京高等裁判所

主 文

原判決を破棄する。

被上告人の控訴を棄却する。

控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

理 由

上告代理人難波幸一の上告受理申立て理由（ただし、排除されたものを除く。）について

1 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、液化石油ガス（以下「LPガス」という。）の供給等を業とする株式会社である。

(2) 被上告人は、令和元年頃、株式会社東栄住宅が販売する戸建て住宅（以下「本件住宅」という。）にLPガスの消費設備に係る配管及びガス栓（以下、併せて「本件消費設備」という。）を設置したが、本件消費設備の部品代金や設置費用、給湯器やそのリモコンの設置費用等（以下、本件消費設備と給湯器等を併せて「本件消費設備等」といい、本件消費設備等の設置費用等を「本件設置費用」という。）を東栄住宅に請求しなかった。

(3) 上告人は、令和元年6月、東栄住宅から本件住宅を購入した。その際、東栄住宅は、上告人に対し、東栄住宅が指定するLPガス販売事業者である被上告人か

らLPガスの供給を受ける必要があるなどと説明した。

(4) 上告人は、令和元年7月、被上告人との間でLPガスの供給等に関する契約（以下「本件供給契約」という。）を締結し、本件住宅へのLPガスの供給を受けるようになった。

(5) 本件供給契約に係る契約書には、次のような条項がある。

ア 被上告人が本件住宅にLPガスを供給する期間は、供給開始日から10年以上とする。

イ 被上告人が負担した本件設置費用は21万円（消費税込み）であり、上告人が被上告人から本件住宅へのLPガスの供給を受けている間、被上告人はこれを請求しない。

ウ 上告人は、供給開始日から10年経過前に本件住宅へのLPガスの供給を終了させる場合、本件設置費用に関し、被上告人に対し、次の算定式で得られた金額（以下、当該算定式で得られる金額を「本件算定額」という。）を、供給終了後、直ちに支払う（以下、この条項を「本件条項」という。）。

（算定式）

$21万円 - \{21万円 \times 0.9 \times (\text{供給開始日から供給終了日までの経過月数} / 120)\}$

(6) 本件消費設備は、本件住宅に付合しており、本件供給契約が締結される前から上告人がこれを所有している。

(7) 上告人は、令和3年6月、被上告人に代わって日本瓦斯株式会社から本件住宅へのLPガスの供給を受けることとし、被上告人からの供給は終了した。

2 本件は、被上告人が、本件条項は、本件設置費用に関し、上告人に本件算定額の支払義務があることを定めた合意である旨主張し、上告人に対し、本件算定額である17万3775円及び遅延損害金の支払を求める事案である。

上告人は、本件条項は、消費者契約法（令和4年法律第59号による改正前のもの。以下同じ。）9条1号にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」（以下「違約金等条項」という。）に当たり、本件供給契約と同種の消費者契約の解除に伴って被上告人に生ずべき平均的な損害は存せず、その全部が無効になるなどと主張して争っている。

3 原審は、前記事実関係等の下、本件条項は、10年間にわたって上告人から被上告人に対して支払われるガス料金の中から回収することが予定されていた本件設置費用について、その未回収分を上告人において支払う旨の合意であって、違約金等条項に当たらないと判断し、被上告人の請求を認容した。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は次のとおりである。

(1) 被上告人は、本件住宅に本件消費設備等を設置し

ながら、東栄住宅に対して本件設置費用を請求しておらず、上告人は、本件住宅の購入に当たって東栄住宅より被上告人からLPガスの供給を受ける必要がある旨説明を受けていた。このことからすると、被上告人は、東栄住宅の協力の下に、本件住宅を購入した者との間で優先的にLPガスの供給契約の締結について交渉することができる事実上の地位を確保するため、自らの判断で本件設置費用を東栄住宅に請求しなかったとすることができる。また、被上告人は、上告人と本件供給契約を締結するに当たり、上告人が被上告人からLPガスの供給を受けている間は上告人に本件設置費用を請求しないこととするとともに、本件条項により、上告人が供給開始日から10年経過前に本件供給契約を終了させる場合は、経過期間に応じて本件設置費用に関して支払われるべき本件算定額を逡減させることとしていたが、これらは、本件供給契約を締結するように上告人を誘引し、併せて本件供給契約が短期間で解約されることを防止し、本件供給契約を長期間維持するためのものであったといえる。このような本件供給契約の締結に至るまでの経緯及び本件供給契約の内容からすると、本件設置費用は、本件供給契約を獲得し、これを長期間維持するために先行投資された費用といえることができる。

また、本件条項は、一見すると、本件消費設備等の設置の対価として本件算定額の支払義務を定め、上告人が10年間にわたって被上告人に支払うガス料金から本件設置費用を回収することを予定するものであったようにもみえる。しかしながら、本件供給契約上、本件算定額は供給開始日から10年が経過するまでの間において1か月ごとに一定額ずつ減少するとされているものの、10年経過後には上告人が被上告人に支払うべきガス料金が減額されるという定めはなく、本件設置費用とガス料金との関係は明確にされておらず、本件設置費用がガス料金から回収されることになっていたのかも明らかではない。このような本件供給契約の内容に加え、被上告人が、本件供給契約と同種のLPガスの供給契約を多数締結しているLPガス販売事業者であることからすると、被上告人においては、既に消費設備の設置費用の回収が終わっている契約者に対し、従前と同様のガス料金を設定するなどし、他の契約者の消費設備の設置費用を負担させることができるような料金体系となっていて、実際には、上告人のみならず、契約者全体から得られるガス料金から本件設置費用を回収する仕組みとなっていたことがうかがわれる。これらのことからすると、本件算定額が本件消費設備等の設置の対価といえるものかどうかは明らかではないといわざるを得ない。

以上からすると、本件条項は、本件消費設備等の設置の対価を定めたものではなく、本件供給契約が供給開始日から10年経過前に解約されるなどして被上告人がその後のガス料金を得られなくなった場合に本件算定

額の支払義務を負わせることで、短期間の解約が生ずることを防止し、本件供給契約を長期間維持することを図るとともに、併せて先行投資された本件設置費用に関して被上告人が被る可能性のある損失を補てんすることも目的の一つとするものといえるべきであり、実質的にみると、解除に伴う損害賠償の額の予定又は違約金の定めとして機能するものといえることができる。したがって、本件条項は、違約金等条項に当たるといえるべきである。

以上と異なる見解の下に、本件条項が違約金等条項に当たらないとした原審の上記判断には法令の解釈適用を誤った違法がある。

(2) 本件条項が違約金等条項に当たることからすると、本件算定額の全部又は一部が、本件供給契約と同種の消費者契約の解除に伴い被上告人に生ずべき平均的な損害、すなわち、一人の消費者と被上告人との間で、本件供給契約と同種のLPガスの供給契約が解除されることによって被上告人に一般的、客観的に生ずると認められる損害の額を超えるものである場合、本件条項は当該超える部分について消費者契約法9条1号により無効となる。そして、この点について、本件条項の目的の一つが、先行投資された本件設置費用に関して被上告人が被る可能性のある損失を補てんすることにあることからすると、LPガスの供給契約が解除されてそれ以降のガス料金を得られなくなると、被上告人において先行投資費用として負担した消費設備に係る設置費用の未回収分の損害が生じたようにみえなくもない。

しかしながら、上記のとおり、供給開始日から10年が経過しても上告人が被上告人に支払うべきガス料金が減額されることになっておらず、本件設置費用とガス料金との関係が不明確なものとされていたという本件供給契約の内容等からすると、被上告人において、ある契約者に係る消費設備の設置費用は、契約者全体から得られるガス料金から回収する仕組みとなっていたものといえるべきである。このことに加え、本件供給契約と同種のLPガスの供給契約においてLPガスの価格に法令上の規制がなく、LPガス販売事業者は自由にガス料金を設定することができることも併せて考慮すると、被上告人としては、解除時点では消費設備に係る設置費用の全部を回収できていない契約者が一定数生ずるといふ事態が起きることを見越し、利益が確保できるように契約者全体のガス料金を適宜設定し、設置費用が未回収となったことの負担を他の契約者に転嫁することが可能になっていたといわざるを得ない。そうすると、上記事態が起きたとしても、被上告人に上記未回収分の損害が生じたとはいえないといえるべきである。

そして、他に、本件供給契約と同種の消費者契約の解除に伴い被上告人に生ずべき平均的な損害に当たり得るものは見当たらない。

以上からすると、本件供給契約と同種の消費者契約の

解除に伴い被上告人に生ずべき平均的な損害は存しないというべきである。

したがって、本件条項は、その全部について消費者契約法9条1号により無効となるというべきである。

5 以上によれば、原審の上記違法は判決に影響を及ぼすことが明らかであって、論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上に説示したところによれば、被上告人の請求は理由がなく、これを棄却した第1審判決は是認することができるから、被上告人の控訴を棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官林道晴の補足意見がある。

**裁判官林道晴の補足意見**は、次のとおりである。

私は、法廷意見に賛同するものであるが、補足して若干意見を述べておきたい。

本件は、かねてからLPガス販売事業において「無償配管」や「貸付配管」と呼ばれていた商慣行（以下「無償配管の商慣行」という。）に関する法的問題点のうち、消費者契約法に関するものについて判断を示したものである。

無償配管の商慣行とは、戸建て住宅の建築の際、建設業者等が、提携しているLPガス販売業者に当該住宅の消費設備に係る配管（以下「屋内配管」という。）の工事を無償で行わせ、当該LPガス販売事業者は、当該住宅の購入者等（以下「家主」という。）とLPガスの供給契約を締結する際に、屋内配管の設置費用を一括して請求せず、当該家主が所定の期間内に当該供給契約を解約するなどの場合に、当該設置費用の精算を求めるといったものである。無償配管の商慣行については、本件のように、ガス料金と設置費用との関係が不明確なものとされていることが多く、そのことによってガス料金が不透明なものとなっている上、家主が短期間で解約しようとする高額な設置費用を一挙に支払うことを余儀なくされるため、LPガス販売事業者を選択する自由を阻害するおそれがあるなどの問題点のあることが指摘されており、これまでその是正に向けた取組が経済産業省や公正取引委員会等によって種々行われてきた。そして、令和6年7月2日に改定された液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針において、今後、無償配管の商慣行を行わない方向で取り組んでいくことが望ましい旨が明記されるに至ったものの、本件条項と同種の条項の法的性質やその効力をはじめとする複数の重要な法的問題点（本件では、被上告人は、屋内配管が本件住宅に付合し、上告人がその所有権を有することについて争っていないが、屋内配管が戸建て住宅に付合するか否かなども上記法的問題点の一つといえる。）について、いまだその解釈等が定まっていなかった。

本判決は、無償配管の商慣行を巡る上記現状に鑑み、本件条項が、違約金等条項に当たり、消費者契約法9条

1号により全部無効となるとする判断を示したものである（なお、最高裁令和6年（受）第1373号同7年12月23日第三小法廷判決は、屋内配管が原則として戸建て住宅に付合するものであることなどについて判断を示している。）。もっとも、本判決が消費者契約法9条1号の平均的な損害について述べたところは、大量取引を前提とした継続的なLPガスの供給契約において、LPガス販売事業者が、供給契約全体で発生するリスクを計算してガス料金を適宜設定できる立場にあるということのみならず、屋内配管の設置費用とガス料金との関係をあえて不明確なものとする一方で、ある契約者に係る設置費用を当該契約者からだけではなく、契約者全体から回収するという仕組みを構築していたことに着目してなされた判断である。そして、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則16条15号の7（令和6年経済産業省令第32号（令和7年4月2日施行）による改正後のもの）は、LPガス販売事業者に対し、基本料金、従量料金及び消費設備等に係る費用の三つに整理してガス料金等を請求するという、いわゆる三部料金制を採用することを義務付けているところ、LPガス販売事業者が、屋内配管の所有権が家主に帰属することを前提として、三部料金制の下、家主が月々負担すべき設置費用の額を基本料金及び従量料金と区別して請求するような場合には、本判決の射程は当然には及ばなくなるものと解される。LPガス販売事業者においては、今後、三部料金制を徹底するなどし、ガス料金の透明化を図ることが望まれるところである。（裁判長裁判官 林道晴 裁判官 渡辺恵理子 裁判官 石兼公博 裁判官 平木正洋 裁判官 沖野眞巳）

◎ 液化石油ガス供給のために戸建て住宅に設置された消費設備に係る配管等につき当該住宅に付合しており民法242条ただし書の適用もないとされた事例

件名 設備費用請求事件

最高裁判所令和6年(受)第1373号  
令和7年12月23日 第三小法廷判決 棄却

上告人 東京油化株式会社

被上告人 Y

日本瓦斯株式会社

原 審 東京高等裁判所

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人柴崎栄一、同北村大樹の上告受理申立て理由について

1 原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 上告人は、液化石油ガス(以下「LPガス」という。)の供給等を業とする株式会社である。

(2) 上告人は、アイディホーム株式会社が販売する戸建て住宅(以下「本件建物」という。)にLPガスの消費設備に係る配管及びガス栓等(以下、併せて「本件配管」という。)を設置した。

(3) 本件建物へのLPガスの供給は、本件建物の外部に設置されている貯蔵設備からガスメーターまでの供給設備及び本件配管によって行われている。本件配管は、ガスメーターに接続され、本件建物の外壁を貫通して本件建物の内部に引き込まれていて外壁に固定されており、1階の床下において、システムキッチンのガスコンロに向かうものと本件建物の外部に設置されている給湯器に向かうものとに分岐している。前者は、本件建物の1階の床下断熱材及び床材を貫通し、システムキッチンの収納ボックスに開けられた穴から引き込まれてガスコンロに接続されており、後者は、本件建物の外壁を貫通して外部へと引き出され、コーキング材で外壁に固定された上で給湯器に接続されている。本件配管を本件建物から撤去するためには上記の断熱材や収納ボックス等を取り壊す必要がある。

(4) 被上告人Yは、平成29年7月、アイディホームから本件建物を購入し、同年8月にその引渡しを受けた。

(5) 被上告人Yは、平成29年9月、上告人との間で、本件建物に係るLPガスの供給契約(以下「本件供給契約」という。)を締結するとともに、「液化石油ガス供給・消費設備の売買予約と貸与契約書」と題する契約書(以

下「本件契約書」という。)を用いて、次のような内容の契約(以下「本件契約」という。)を締結し、本件建物へのLPガスの供給を受けるようになった。

ア 被上告人Yと上告人は、本件配管の所有権が上告人にあることを確認した上、本件配管について売買予約契約を締結する。

イ 上告人は、被上告人Yが本件供給契約を解除したときは、上記売買予約契約の予約完結権(以下「本件予約完結権」という。)を行使することができる。

ウ 本件予約完結権は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律14条1項所定の書面が被上告人Yに交付された日の翌日から15年間存続する。

エ 本件予約完結権の行使により成立する売買契約(以下「本件売買契約」という。)における本件配管の代金額は、以下の算定式により得られる本件配管の残存価値相当額とする(以下、この合意を「本件条項」という。)

(算定式)

$21万円 - (21万円 \times 0.9 \times 0.066 \times \text{上記書面の交付日の翌日から本件予約完結権の行使により本件売買契約が成立した日までの経過月数} \div 12)$

(6) 被上告人Yは、令和2年9月、上告人に対し、本件供給契約を解除する旨の意思表示をした。上告人は、その後、被上告人Yに対し、本件予約完結権を行使する旨の意思表示をした。

2 本件は、上告人が、①主目的請求として、被上告人Yは、上告人に対して本件売買契約に基づく売買代金債務を負っており、被上告人日本瓦斯株式会社は、被上告人Yの上告人に対する上記債務を併存的に引き受けたなどと主張し、被上告人らに対し、売買代金等の支払を求めるとともに、②予備的請求として、消費者契約法9条1号(令和4年法律第59号による改正前のもの。以下同じ。)により本件条項が無効となる場合には、本件売買契約は成立しないなどと主張し、被上告人Yに対し、本件配管の所有権に基づく本件配管の引渡し等を求める事案である。

被上告人らは、本件配管は、本件建物に付合したものであって、民法242条ただし書の適用はなく、被上告人Yがその所有権を有していたものであるから、本件契約の法的性質を売買予約契約と解することはできず、本件売買契約は成立しない上、本件条項は、消費者契約法9条1号にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」(以下「違約金等条項」という。)に当たり、同号により無効になるなどと主張してこれを争っている。

3 所論は、本件契約を売買予約契約と解して本件売買契約の成立を肯定しながら、本件配管の代金額を定めた本件条項が、違約金等条項に当たり、その全部が無効

となることとした原審の判断について、法令の解釈適用を誤った違法があるというものである。

4 本件契約が売買予約契約であるとすると、所論のとおり、本件条項は、本件配管の所有権を上告人から被上告人Yに移転することの対価である代金額について定めたもので、違約金等条項に当たらないと解する余地がある。

しかしながら、原審は、本件配管は本件建物に付合したものであるとして、本件契約を売買予約契約であると解したものであるが、本件配管について、本件建物に付合したものであり、民法242条ただし書の適用もないのであれば、本件契約が締結される以前から被上告人Yがその所有権を有していたこととなる。このような場合、上告人から被上告人Yへの本件配管の売買予約について定めた本件契約書とその文言どおりに理解することは相当ではなく、本件契約を売買予約契約と解することはできないというべきである。

前記事実関係からすると、本件配管を撤去するためには本件建物及びその住宅設備を相当程度毀損する必要がある、その撤去や本件建物等の復旧には相応の手間や費用を要することが見込まれる。また、本件配管は、本件建物の構造に合わせて設置されているもので、本件建物と一体となって利用されることではじめてその経済的効用を発揮するものである上、撤去後の本件配管の経済的価値が乏しいものであるとうかがわれることからすると、相応の費用等をかけて本件配管を撤去する意義は見だし難い。これに加え、戸建て住宅に設置されている状態のLPガスの消費設備に係る配管が、当該住宅と別個独立に公の市場において取引されるものであるとうかがわれないことも考え併せると、本件配管について、本件建物とは別個に所有権の客体となるものと解すべき必然性は乏しいといわざるを得ない。

以上の事情に照らせば、本件配管については、本件建物に付合したものと解される。また、民法242条ただし書は、不動産に付合した物が、なお当該不動産とは別個の存在を有する場合にのみ適用されるものであるが（最高裁昭和38年（オ）第489号同39年9月8日第三小法廷判決・集民75号181頁参照）、上記事情からすると、本件配管が本件建物と別個の存在を有するとはいえない。よって、本件配管について、民法242条ただし書の適用はないというべきである。

以上からすると、被上告人Yは、本件契約締結以前から本件配管の所有権を有していたのであり、本件契約を本件契約書の文言どおりに売買予約契約と解することはできない。したがって、本件契約が売買予約契約であって本件売買契約が成立すること又は上告人が本件配管の所有権を有していることを前提とする上告人の主位的請求及び予備的請求はいずれも理由がないこととなる。

5 以上によれば、上告人の主位的請求及び予備的請求をいずれも棄却した原審の判断は、結論においては是認することができる。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 林 道晴 裁判官 渡辺恵理子  
裁判官 石兼公博 裁判官 平木正洋 裁判官  
沖野眞巳)

◎ 国家公務員宿舎の住戸について国有財産法に基づく使用許可を受けた県が、同使用許可に基づく使用収益権を保全するため、同住戸の占有者に対する国の所有権に基づく建物明渡請求権を代位行使して、同占有者に対して同住戸の明渡しを求めることができるとした原審の結論が是認された事例

件名 建物明渡等請求本訴、損害賠償請求反訴事件

最高裁判所令和6年（受）第1046号

令和8年1月9日 第二小法廷判決 棄却

上告人 X

被上告人 福島県

原 審 仙台高等裁判所

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

第1 事案の概要

1 原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 上告人は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所の事故(以下「本件事故」という。)の後、福島県内から東京都内に避難した者である。

(2) 被上告人から災害救助法に基づく救助を行うについての応援の要請を受けた東京都知事は、東京都江東区所在の国家公務員宿舎東雲住宅(以下、単に「東雲住宅」という。)の一部住戸について国から国有財産法に基づく使用許可を受けた上、平成23年7月頃、上告人に対し、そのうちの1戸(以下「本件建物」という。)を、応急仮設住宅として無償で供与した。

(3) 被上告人は、平成27年6月、上告人を含む福島県の避難指示区域外からの避難者(以下「区域外避難者」という。)について、平成29年4月以降、災害救助法に基づく救助から新たな支援策に移行していくこととし、意向調査の結果等を踏まえ、住宅確保への取組等の検討を進めることを新規・重点施策とした。これに伴い、被上告人の知事は、区域外避難者について同年3月をもって応急仮設住宅の無償供与を終了させる旨の判断(以下「本件判断」という。)をした。被上告人は、本件判断に基づき、東京都に対し、同年4月以降について救助の応援の要請をせず、本件建物について、同年3月末日をもって上告人に対する応急仮設住宅としての供与が終了した。

(4) 被上告人は、本件判断後の平成27年10月及び

平成28年12月、各都道府県に対し、応急仮設住宅としての供与が終了する平成29年4月以降も避難先での生活の継続を望む区域外避難者が多く、避難先での住宅確保が重要であるなどとして、公営住宅の優先入居枠の設定等についての協力を依頼した。これを受けて、東京都は、平成28年6月、都営住宅の公募において、東京都が提供する応急仮設住宅に入居している区域外避難者に対する住宅支援として専用枠200戸を設定するなどした。

(5) 被上告人は、平成29年2月、避難者の住宅確保のための更なる方策として、「国家公務員宿舎セーフティネット使用貸付に関する要綱」を定めた。同要綱によれば、各都道府県が本件事故による避難者に応急仮設住宅として供与している国家公務員宿舎について、被上告人が、国から使用許可を受けることを前提として、住宅確保の見込みが立っていない避難者のうち一定の条件を満たした者との間で、セーフティネット使用貸付契約(以下「セーフティネット契約」という。)を締結し、貸付料の支払を受けて、上記宿舎を提供することとされた。また、同要綱によれば、セーフティネット契約における貸付期間は、1年内かつ年度内であるが、所定の要件を満たす場合は平成31年3月末日まで延長することが可能であるとされた。

(6) 被上告人は、平成29年3月、本件建物を含む東雲住宅の一部住戸について、国に対して使用許可を申請し、国は、国有財産法に基づき、被上告人に対して上記住戸の使用を許可した。

被上告人が本件建物について国から受けた使用許可(以下「本件使用許可」という。)においては、被上告人は本件建物を東日本大震災の被災者に貸与できること、使用許可の期間が満了したとき等は被上告人の費用で本件建物を原状に回復して明渡期日までに返還しなければならないことなどが定められていた。また、本件使用許可には使用料の定めがあり、被上告人はこれを国に納付している。

(7) 上告人は、被上告人からセーフティネット契約の案内を受けたものの、セーフティネット契約の締結に依らず、平成29年4月以降も本件建物の占有を継続している。なお、上告人が本件建物から退去する場合には、被上告人において、東京都内の転居先の紹介等の支援を行うことが予定されていた。

2 本件本訴は、被上告人が、上告人に対し、上告人が本件建物を権原なく占有していることにより、本件使用許可に基づく被上告人の使用収益権が侵害されており、上記使用収益権を保全するため、国の上告人に対する所有権に基づく建物明渡請求権を代位行使すると主張して、本件建物の明渡しを求めるなどする事案である。本件反訴は、上告人が、被上告人に対し、本件判断は裁量権の範囲を逸脱する違法なものであるなどと主張し

て、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

第2 上告代理人大口昭彦ほかの上告受理申立て理由書(1)の第4及び上告受理申立て理由書(2)記載の上告受理申立て理由について

所論は、本件使用許可は上告人が本件建物に居住し続けることができるようにするためにされたものであることなどからすると、被上告人は国の上告人に対する所有権に基づく建物明渡請求権の代位行使をすることができないにもかかわらず、これを肯定した原審の判断には、法令の解釈適用の誤り及び判例違反があるというものである。

しかしながら、被上告人が上記建物明渡請求権の代位行使をすることができるとした原審の判断は、結論において是認することができ、原判決に所論の違法はない。原審の判断は、所論引用の判例(最高裁昭和28年(オ)第812号同29年9月24日第二小法廷判決・民集8巻9号1658頁)と抵触するものではない。

第3 上告代理人大口昭彦ほかの上告受理申立て理由書(1)の第3記載の上告受理申立て理由について

所論は、本件判断は裁量権の範囲を逸脱する違法なものであって、上告人は本件建物について占有権原を有するにもかかわらず、これを否定した原審の判断には、法令の解釈適用の誤りがあるというものである。

しかしながら、本件判断が違法なものであるか否かは、上告人の占有権原の有無に影響を及ぼすものではなく、前記事実関係の下において、上告人が本件建物について占有権原を有するとはいえないとした原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はない。

#### 第4 結論

以上によれば、論旨はいずれも採用することができない。なお、その余の上告受理申立て理由は、上告受理の決定において排除された。

よって、判示第2及び第3について裁判官三浦守の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、判示第2について、裁判官岡村和美及び同尾島明の共同意見並びに裁判官高須順一の意見がある。

**裁判官岡村和美及び同尾島明の共同意見**は、次のとおりである。

1 私たちは、被上告人が債権者代位権に基づいて国の上告人に対する本件建物の明渡請求権を行使することはできない旨主張する論旨には理由がないと考える。その理由は、次のとおりである。

2 原審が適法に確定した事実によれば、(1) 被上告人は、本件建物の応急仮設住宅としての供与期間終了後、本件建物以外に住宅の確保が見込めないために継続入居の要件に該当すると判断した世帯の住宅の用に供す

ることを使用理由として、国に対して本件建物について国有財産使用許可申請を行い、国は、その申請に基づき国有財産使用許可をしている、(2) その国有財産使用許可においては、上告人に対して本件建物を使用させることが本件建物の指定用途とされているわけではない、(3) 上告人は本件建物を占有しているが、被上告人と上告人の間には本件建物の使用に関するセーフティネット契約が締結されておらず、上告人は本件建物の占有権原を喪失しているというのである。上告裁判所は、これらの原審確定事実に拘束されるところ、上記の事実関係の下においては、被上告人は上告人に対し債権者代位権に基づいて本件建物の明渡しを求めることができるというべきである(最高裁昭和28年(オ)第812号同29年9月24日第二小法廷判決・民集8巻9号1658頁参照)。論旨は債権者代位権の行使を基礎付ける原審の上記認定が誤っていることを前提とするものであって、採用することができない。

なお、原審は、本件建物の占有権原を有しない者に対して明渡しを求めることは国から使用許可を受けている被上告人の権利であるとともに国に対する義務でもあるからその権利を行使し義務を果たすために国の明渡請求権を代位行使することができることと判示するところ、その趣旨は不明であるが、その説示は本件の結論に影響するものではない。

3 加えて、被上告人は、債権者代位権に基づいて、所有権に基づく国の建物明渡請求権を行使しているのであって、上告人と被上告人との間における本件建物の明渡し交渉をめぐる経緯に関する本件の事情を踏まえても、本件請求が権利の濫用であることを基礎付けることにはならず、また、上告人と国との間において、国の建物明渡請求権の行使が権利の濫用になるような事情もうかがえないというべきである。

**裁判官高須順一の意見**は、次のとおりである。

1 私も、本件において被上告人が債権者代位権を行使して本件建物の明渡しを求めることは許容されると考えるが、それは以下の理由によるものである。

2 本件において被上告人が本件建物を所有する国との関係で有するのは、本件使用許可に基づきこれを使用する権利である。これは国有財産法18条6項に基づく建物利用権であって、建物賃貸借契約に基づく賃借人の権利とは異なるものである。所有者の有する使用収益権を所有者以外の者が享受するという点に着目し、国有財産の使用許可に基づく法律関係も賃貸借契約に類似すると指摘される。その結果、被許可者の権利は賃借人の有する賃借権に類似するとされるが、飽くまで類似するのみであって同一ではないことに留意すべきである。国有財産の使用許可については、ときには上記の差異に基づいて賃貸借契約とは異なる法律問題が生じることがあり、本件は正にそのような問題の一つである。

すなわち、国有財産の使用許可に基づく利用権の設定は、国有財産法18条6項によって、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができることとされる。これに基づき、財務省の通達(行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について・昭和33年1月7日蔵管第1号。以下「本件通達」という。)は、国有財産の使用許可が許される場合や使用許可期間を定めている。具体的には、行政財産の公共性、公益性、中立性に反せず、一時的又は限定的なため、業務運営上支障が生じない場合(本件通達第4節第1の4)や、災害時の応急的な対応等に資する場合(同第1の6)などに使用が許可されると例示列挙し、制限的な利用権の付与であることが明らかにされている。また、使用許可期間は原則として5年以内とされ(同第2の1)、短期間の利用権付与であることが確認されている。さらには、「用途の指定は、貸付申請書に添付された利用計画書及び事業計画書等又は使用許可申請書に基づき指定するものとする。」とされ(本件通達第1節第5の1)、飽くまで用途の指定を前提とした利用権の設定であることも規定されている。国有財産の使用許可は、制限的かつ短期間、用途指定型の利用権設定である点において、このような制約を格別伴わない私法上の賃貸借契約とはその性質を異にしている。

建物賃貸借契約においては、賃借建物の不法占拠者に対し賃借人は債権者代位権を行使して賃借建物の自己への明渡しを請求し得る(最高裁昭和28年(オ)第812号同29年9月24日第二小法廷判決・民集8巻9号1658頁)。この場合、賃貸借契約が存在し代位権者が建物賃借人である事実をもって保全の必要性は認められる。特段の合意のない限り、借主は賃借対象物を自由に使用収益できるから、保全の必要性の検討に当たっても賃貸目的等の内容に踏み込む必要はない。これに対し、国有財産の使用許可に基づく建物利用の場合には、上記のとおり制限的な利用であり、短期間かつ用途制限を前提とするものである。したがって、この場合の保全の必要性の判断に当たっては、賃貸借契約と国有財産の使用許可との類似性に依拠して単に使用許可の存在の事実をもって必要性を肯定することは不合理である。被許可者が使用許可によって有する利益の内容を具体的に検討の上、保全の必要性の有無を実質的に判断する必要がある。

そこで、この点を検討するに、本件使用許可は、被上告人が国家公務員宿舎に入居していた世帯との間でセーフティネット契約を締結し、引き続き居住を可能とすることを目的としたものである。ただ、本件使用許可は、既にセーフティネット契約が締結されていることを前提とするものではなく、いまだ被上告人との間でセーフティネット契約を締結していない世帯(未契約世帯)をも対象とするものであったことがうかがわれる。したが

って、上告人が災害救助法に基づく東京都の使用許可期間の終期である平成29年3月31日の経過以降、建物占有権原を失いながらも所有者である国から明渡請求を受けることなく、事実上、本件建物に居住し得たのは、本件使用許可の存在が関係するところである。もっとも、被上告人の意図は速やかに上告人との間でもセーフティネット契約を締結しようというものであった。したがって、この点で被上告人が想定した枠組みはいまだ実現していないが、本件使用許可の内容が同年4月1日以降もいまだセーフティネット契約が締結されていない居住者が存在する事態を想定、許容するものであったことがうかがわれる以上、上告人の建物占有権原の欠缺の一事をもって保全の必要性を認めることはできないというべきである。この点は、本件使用許可の趣旨に照らし、まずもって確認しなければならない法律関係である。

もっとも、平成29年3月31日の経過及びセーフティネット契約未締結の事実だけでは保全の必要性は認められず被上告人が債権者代位権を行使することはできないということと、被上告人がセーフティネット契約を締結できないまま国との間の本件使用許可に基づき上告人の事実上の居住を可能とする法律状態をいつまで維持しなければならないかということは、自ずと別な問題である。国有財産の使用許可は前述のとおり短期間かつ用途目的に従った利用に限定された利用権であり、期間の経過や用途の喪失により比較的早期に利用関係が終了することが本質的に予定されている。よって、被上告人が国から使用許可を受けた者として本件建物の居住者に対し明渡しを求めざるを得ない時期が到来することは避けられない事態であり、このような状態になれば、被上告人は債権者代位権を行使して上告人に対して本件建物の明渡しを求め得るというべきである。

本件使用許可は、前述のとおり、セーフティネット契約をいまだ締結しない世帯の居住の利益を確保する内容を含むものであることがうかがわれるが、この未契約世帯については一定期間内にセーフティネット契約を締結することを想定するものであった。したがって、当初からセーフティネット契約締結の意思のない世帯についての居住継続は本件使用許可の内容には含まれていないというべきであるし、さらには、セーフティネット契約締結を前提としながらいまだ締結に至っていない世帯についても、そのまま相当期間が経過し、あるいは一定の事態が発生するなどして、セーフティネット契約締結の見込みが潰えたと判断されるような場合には、本件使用許可の用途に反する事態に至ったと考えるのが、本件使用許可の趣旨に照らし妥当である。

本件において、被上告人が国から使用許可を受けることで上告人の事実上の居住継続が可能となったのは、平成29年4月1日のことであるが、その時期から既に相当の期間が経過している。また、本件ではセーフティネ

ット契約の締結に向けた調停手続が行われながらこれが不調にて終了したという事実も存在している。したがって、これらの経過に鑑みるならば、遅くとも原審の口頭弁論終結時までには、セーフティネット契約締結の見込みが潰えていたと考えることはやむを得ない状況になっており、上告人の本件建物占有は本件使用許可の許容するところではなくなっていたと解される。その結果、被上告人は上告人に対し本件建物の明渡しを求め得ることとなり、被上告人はその点について国に協力を求めることができ、国が自ら上告人に対して所有権に基づく本件建物の明渡請求を行わない場合には、被上告人が当該権利を代位行使し得るといふべきである。将来的には、自ら使用するのではなく一定の第三者に使用させる用途で国有財産の使用許可を受けた者がその第三者に対して有する権利の内容、被許可者の固有の明渡請求の可否等が検討されるべきと思われるが、現時点ではそのような議論は十分にはなされておらず、明確な法理が形成されているとはいえない状況である。そのため、いわゆる転用法理としての債権者代位権の行使によって本件を解決せざるを得ず、債権者代位権行使の要件である保全の必要性が認められると考える。

3 本件は、災害救助法に基づく東京都の使用許可期間の終了によって被災世帯がそれまで居住していた建物を直ちに退去しなければならない事態を回避するために、被上告人が一定の枠組みを構築したことの過程で生じた紛争である。したがって、被災世帯の住居の確保という重要な法律問題を有するものであることを本件訴訟においても看過することは許されない。しかし、この要請を実現するための手段としてとられたのが、制限的かつ短期間、用途指定型の利用権設定である国有財産使用許可を被上告人が取得して被災世帯に住居を提供するという方法であった以上、一定期間の経過等により用途目的に反する事態となれば、この枠組みを維持することは困難であり、別な手段を考えなければならないことは避けられないところである。上告人の本件建物の利用の当初が災害救助法に基づくものであったこと等の事実は、確かに各関係法令の解釈適用においても最大限、考慮すべき事柄であり、私も、国ないし被上告人が上告人に対して明渡しを求め得るのか否かの判断に当たっては権利の濫用の可能性を考慮することも重要と考えている。しかし、所有者以外の者による一定期間を想定した建物利用という継続的法律関係において時的要因は極めて重要な判断要素であり、本件における相当な期間の経過の事実を考慮するとき、この事実を上回るような国ないし被上告人の権利行使を制限するだけの諸事実を本件で個別に見いだすことは困難といわざるを得ない。判決に影響を及ぼすことが明らかな各関係法令の解釈適用の誤りを本件において認めることはできないといふべきである。

以上により、私は、本件事実関係の下においては、被上告人が債権者代位権を行使して上告人に対して本件建物の明渡しを求めることが許容されると考えている。

**裁判官三浦守の反対意見**は、次のとおりである。

私は、多数意見と異なり、被上告人は、上告人に対する債権者代位権に基づく建物明渡請求訴訟の原告適格を有しないから、原判決中、被上告人の上告人に対する建物明渡請求に関する部分を破棄し、同部分につき第1審判決を取り消し、被上告人の訴えを却下するのが相当と考える。また、仮に、被上告人が上記原告適格を有するとしても、原審の判断には、災害救助法等の法令の解釈適用を誤った結果、必要な審理を尽くさなかった違法があり、これは、判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、原判決中、上記建物明渡請求に関する部分を破棄し、同部分について事件を原裁判所に差し戻すのが相当である。以下、理由を述べる。

第1 判示第2（被上告人の原告適格の欠如）について

1 被上告人の上告人に対する本件建物の明渡請求は、被上告人が、国に対して有する本件建物の使用に関する債権を保全するため、国の上告人に対する所有権に基づく建物明渡請求権を代位行使するものである。

被上告人は、平成29年2月、区域外避難者について応急仮設住宅の供与を終了するに当たり、避難者の住宅確保のための更なる方策として、各都道府県知事が避難者に応急仮設住宅として供与している国家公務員宿舎について、被上告人が、国から使用許可を受けることを前提として、住宅確保の見込みの立っていない避難者のうち一定の条件を満たした者との間で、セーフティネット契約を締結し、貸付料の支払を受けて、上記宿舎を提供することとした。

被上告人が本件建物について国から受けている本件使用許可は、平成29年以降、毎年、4月1日から翌年3月31日までを使用期間とするものであるところ、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの使用に係る本件使用許可は、上告人が本件建物の継続入居を希望していることを踏まえ、セーフティネット契約の締結を前提としていたものと解される。そして、上告人が同契約の締結に応じないまま、その貸付期限である同日を経過したため、被上告人が上告人との間で同契約を締結する余地はなくなったが、その後も、被上告人は、上告人が継続入居していることを前提として、毎年、4月1日から翌年3月31日までを使用期間とする本件使用許可を受け、国に対し使用料を納付している。

原審において、上告人が本件建物から退去した場合に、被上告人が他の被災者に本件建物を使用させるための新たな貸付に関する制度や仕組みは認定されておらず、その存在はうかがわれない。被上告人も、上告人らの意向の下に国から本件使用許可を受けた立場として適切

に明渡しを求める等の対応をしていくために許可申請を行っている旨の主張をしており、本件使用許可に至る経緯等に照らしても、本件使用許可が、被上告人が上告人以外の被災者に本件建物を使用させることを前提とするものとは解されない。

そうすると、本件使用許可は、継続入居している上告人が退去するまでの間、上告人の住宅の用に供することを目的とするものと解され、それ以外の用途を有するものということとはできない。

原審は、国有財産使用許可上、被上告人知事が使用を認めていない上告人に対し本件建物を使用させることが指定用途とされているとはいえないものとする。しかし、その一方で、原審は、本件使用許可に関し、その使用は、継続入居の要件に該当すると判断した世帯の住宅の用に供する目的に限定され、それ以外の用途に供してはならないものとしており、本件建物について、上告人以外に継続入居の要件に該当する世帯はあり得ないから、上告人の住宅の用に供する目的を否定することは、論理的に矛盾し不合理である。

2 被上告人の上告人に対する本件建物の明渡請求は、被上告人が、国に対して有する本件建物の使用に関する債権を保全するため、国の上告人に対する建物明渡請求権を代位行使するものであるところ、その被保全債権は、本件使用許可に基づくものであるから、上告人の住宅の用に供することができる状態にすることを求める債権であると解される。

そうすると、上告人が本件建物の居住を継続している限り、被上告人の被保全債権は実現しており、国が上告人に対し建物明渡請求権を行使しないことが、被保全債権の実現を妨げるという関係にもないから、上記建物明渡請求権の代位行使を基礎づける原告適格に関し、被保全債権を保全する必要性を認めることはできない。

原審は、被上告人が占有権原を有しない占有者に対し明渡しを求めることは、本件建物につき国から使用許可を受けている被上告人の権利であるとともに国に対する義務でもあるとして、上記権利を行使し義務を果たすために、国の上告人に対する明渡請求権を代位行使することができるものとしている。

しかし、被上告人の国に対する義務が債権者代位権の原告適格を基礎づけるものでないことは明らかである。また、仮に、被上告人が国との関係で上告人に対し明渡しを求めるべき立場にあり、国に対しその協力を求める債権を有すると考えるにしても、国が上告人に対し建物明渡請求権を行使しないことが、上記債権の実現を妨げるという関係にもない。このような債権者代位権の行使は、債権者代位制度の目的を逸脱するものというべきである。

3 以上のとおりであり、被上告人は、上告人に対する債権者代位権に基づく建物明渡請求訴訟の原告適格

を有しないから、原判決中、被上告人の上告人に対する建物明渡請求に関する部分を破棄し、同部分につき第1審判決を取り消し、被上告人の訴えを却下するのが相当である。

第2 判示第3（法令の解釈適用の誤り）について

#### 1 国際約束等

(1) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）11条1項は、締約国に対し、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についての全ての者の権利を認め、この権利の実現を確保するために適当な措置をとることを義務付けている。

(2) 国内避難に関する指導原則（E/CN.4/1998/53/Add.2）は、国内避難民を保護するための重要な国際的枠組みと認識され、その保護を増加させるための効果的な方策をとる旨の国際社会の決意が表明されているところ（2005年（平成17年）世界サミット（国際連合首脳会合）成果文書132項参照）、同指導原則は、災害により避難を余儀なくされた者を含む国内避難民について、国内当局は、国内避難民に保護及び人道的援助を提供する一義的な義務及び責任を有し、国内避難民は、これらの当局による保護及び人道的援助を要請し、及び受ける権利を有すること（原則3）、国内避難民は、移動の自由及び居住地の選択の自由についての権利、自らの生命、安全、自由若しくは健康が危険にさらされる可能性のある場所への強制的な帰還又は再定住から保護される権利、適切な生活水準に対する権利等を有すること（原則14、15、18）、権限のある当局は、状況に関係なく、及び差別することなく、国内避難民に対し最低限、基本的な避難所及び住居等を提供し、これらの安全な利用を確保すること（原則18）、権限のある当局は、国内避難民が自らの意思で、安全に、尊厳を維持しつつ、自らの住居若しくは常居所地に帰還できるようにし、又は自らの意思で国内の別の場所に再定住できるようにする条件を整え、及びそのための手段を提供する、一義的な義務及び責任を有すること（原則28）等を定めている。

(3) 本件事故の被災者の保護に関する関係法令の解釈適用については、社会権規約及び国内避難に関する指導原則の趣旨を踏まえてこれを行うことが相当である。

#### 2 災害救助法等の法令の解釈

(1) 災害対策は、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること等を基本理念とし、国は、上記基本理念にのっとり、国民の生命、身体及び財産等を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有し、また、都道府県は、上記基本理念にのっとり、住民

の生命、身体及び財産等を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施すること等の責務を有する(災害対策基本法2条の2第5号、3条1項、4条1項等)。

(2) 災害救助法(平成30年法律第52号による改正前のものをいう。以下同じ。)は、災害に際して、国が地方公共団体等及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とするところ(1条)、この救助は、国が本来果たすべき役割に係る事務であるが、同法により、都道府県知事が、当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して行うものとされ、その事務は、地方自治法2条9項1号に規定する第1号法定受託事務とされる(同法2条、17条)。そして、災害救助法4条1項各号に掲げる救助について、救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定めるものとされ(同条3項)、災害救助法施行令(平成30年政令第359号による改正前のものをいう。以下同じ。)は、救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事がこれを定め、内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができるものとする(3条)。

災害救助法による救助のうち、応急仮設住宅の供与(同法4条1項1号)は、「住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないもの」を対象とするところ(「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年内閣府告示第228号(平成30年内閣府告示第51号による改正前のものをいう。以下「平成25年内閣府告示」という。)2条2号))、原子力災害において、住家は失われていないものの、放出された放射性物質により汚染されている居住地からの避難を余儀なくされている被災者は、住家が失われた者に準じて、その対象となるものと解される。

応急仮設住宅を供与できる期間は、建築基準法(平成30年法律第67号による改正前のものをいう。以下同じ。)85条3項又は4項に規定する期限までとされ(平成25年内閣府告示2条2号)、最長で2年3か月である。しかし、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合において、当該非常災害が特定非常災害として政令で指定されたときは、建築基準法2条35号の特定行政庁は、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同法85条4項

の期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、更に1年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができ、当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも同様とされている(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成30年法律第67号による改正前のものをいう。以下「特定非常災害特措法」という。)2条、8条)。民間賃貸住宅を借り上げて供与するなど適切な方法により供与する応急仮設住宅についても、上記に準じて取り扱われるものと解され、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、応急仮設住宅を供与できる期間を延長することができる(災害救助法施行令3条2項)。

本件事故に係る災害は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずること等が特に必要と認められるものとして政令で指定された(東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(令和4年政令第203号による改正前のものをいう。)1条、2条)。

(3) 災害救助法による応急仮設住宅の供与は、災害により居住する住家を失い自らの資力では住家を得ることができない被災者に対し、応急的に住宅を供与することにより、当該被災者の居住の安定に係る利益の保護等を図るものと解される。そして、上記供与は、その間、できる限り早期に安定した住宅の確保が図られるよう、被災者の住宅の需要を的確に把握するとともに、その需要に応ずるに足りる適当な住宅を確保し、十分な情報を提供するなど、必要な支援を行うことを前提とするものと解される。

また、特定非常災害特措法8条等により応急仮設住宅を供与できる期間を延長する措置は、応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められる特定非常災害において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため、所定の期間を超えて、当該被災者の居住の用に供されている応急仮設住宅を使用する必要がある場合に、上記措置により、当該被災者の居住の安定に係る利益の保護等を図るものと解される。

都道府県知事が、内閣総理大臣に協議しその同意を得た上で、応急仮設住宅を供与できる期間を延長する措置についての都道府県知事及び内閣総理大臣の各判断は、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足する状況その他災害における救助等に関する専門的、技術的な知見を要すること等に鑑み、都道府県知事及び内閣総理大臣の合理的な裁量に委ねられるものと解される。また、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当

な住宅が不足する状況その他の事情を考慮して、一定の要件を定め、一律に、これに適合するものに係る上記期間を延長する一方で、これに適合しないものに係る上記期間を延長しないことは、上記各裁量の範囲内において許されるものと解される。

もっとも、災害により居住する住家を失い自らの資力では住家を得ることができない被災者は、それぞれ、被災及び避難の状況、避難の継続又は帰還についての意向、家族関係・健康状態・就労状況その他生活の状況、安定した住宅の確保に関する事情等は様々であり、当該被災者の居住の用に供されている応急仮設住宅を使用する必要性も大きく異なる。

取り分け、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められる特定非常災害においては、多数の被災者の避難が広域かつ長期に及ぶなどして、被災者の安定した住宅の需要が被災地域及びその周辺（以下「被災地域等」という。）に限られないこと等にも鑑みると、所定の期間を超えて応急仮設住宅を使用する必要性に関し、被災地域等における住宅の供給状況等を重視して一律に判断することは困難である。

被災者にとって、生活の基盤を失って避難するという経済的にも精神的にも困難な状況の下で、その居住の安定に係る利益は、生存の基礎であって個人の尊厳及び幸福追求に関わる。社会権規約及び国内避難に関する指導原則の趣旨を踏まえ、災害対策基本法の定める基本理念及び責務にも鑑みると、応急仮設住宅を供与できる期間を延長する措置についての判断に当たっては、応急仮設住宅を使用する必要性に関し、広域における住宅の供給状況等を踏まえ、当該被災者の具体的な事情を適切に考慮して判断しなければならないものと解される。

また、上記期間を延長する措置に関し、一定の要件を定め、一律に、これに適合するものに係る上記期間を延長する一方で、これに適合しないものに係る上記期間を延長しないこととするに当たっては、上記要件に適合しないものについて、当該被災者の具体的な事情を考慮するまでもなく、応急仮設住宅を使用する必要性がないことが、合理的な根拠に基づいて認められなければならないものと解される。

3 応急仮設住宅の供与に関する措置についての判断の瑕疵

(1)ア 本件建物は、被上告人知事から災害救助法に基づく救助を行うことについての応援の要請を受けた東京都知事が、国から国有財産使用許可を受けた上で、上告人に対し、応急仮設住宅として供与したものである。

被上告人知事は、内閣総理大臣の同意の下に、応急仮設住宅を供与できる期間に関し、2年を超えて1年ごとに上記期間を延長していたところ、被上告人(知事)は、

平成27年6月、国(内閣総理大臣)に協議しその同意を得た上で、平成29年3月末日まで上記期間を延長するとともに、区域外避難者については、同日をもって応急仮設住宅の供与を終了し、同年4月以降は、災害救助法に基づく救助から新たな支援策へ移行していくこととした(以下、この措置を「本件措置」という。)。その後、被上告人知事は、内閣総理大臣に協議しその同意を得た上で、避難指示区域からの避難者(以下「区域内避難者」という。)について、平成29年4月以降も上記期間を延長することとした(以下、この措置と本件措置を併せて「本件措置等」という。)

本件措置等は、応急仮設住宅を供与できる期間に関し、平成29年3月末日までは、全ての避難者に係る上記期間を延長するとともに、同年4月以降は、本件事故当時の被災者の居住地が避難指示区域に含まれるか否かを基準として、一律に、区域内避難者に係る上記期間を延長する一方で、区域外避難者に係る上記期間を延長しないこととするものと解される。

イ 原審が適法に確定した事実関係によれば、本件措置等については、本件事故から平成29年3月までに約6年が経過し、その間、福島県内の各市町村においては除染が実施され、災害公営住宅の整備、公共インフラの復旧等が進んでいること、応急救助という災害救助の基本的な考え方、阪神・淡路大震災の例、宮城県及び岩手県において全て一律に供与の期間を延長することについて国から厳しい見方が示され、平成29年4月以降の延長について国の同意を得ることが極めて困難となったこと等の事情が考慮された。

また、応急仮設住宅の供与に代わる新たな支援策は、借上げ住宅等から福島県内の恒久的な住宅への移転費用の支援、低所得世帯等に対する民間賃貸住宅の家賃の支援、避難者のための住宅確保(公営住宅等)への取組みなどの検討を進めることを新規・重点施策とし、生活再建支援策の継続・拡充も実施していくこととされた。そして、被上告人は、各都道府県に対し、住宅確保等についての協力を依頼し、東京都は、都営住宅公募に当たり専用枠を設定するなどした。また、被上告人は、前記のとおり、セーフティネット契約の締結等の措置を講じた。

(2)ア 放射線障害防止の技術的基準に関する法律(以下「放射線障害防止法」という。)は、法令に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることを目的とし(1条、2条2項)、上記技術的基準を策定するに当たっては、放射線を発生する物を取り扱う従業者及び一般国民の受ける放射線の線量をこれらの者に障害を及ぼすおそれのない線量以下とすることをもち、その基本方針としなければならないものとした上で(3条)、放射線障害の防止に関し学識経験のある者のうちから任命される委員で組織する放射線審議会を設

置し（4条、7条2項）、関係行政機関の長が上記技術的基準を定めようとするときは、同審議会に諮問しなければならないものとする（6条）。

放射線審議会は、国際放射線防護委員会（ICRP）の1990年（平成2年）の勧告を踏まえ、公衆の被ばくに関する限度に関し、実効線量については年1mSvとするなどとして、これを規制体系の中で担保することが適当であるとし（平成10年6月10日同審議会決定「ICRP1990年勧告（Pub. 60）の国内制度等への取入れについて（意見具申）」）、関連する法令の規定は、これに従って技術的基準の斉一が図られている。

イ 避難指示区域は、原子力災害対策特別措置法に基づき、住民の避難や立ち入りの制限等に関する指示がされた区域であるが、その設定及び解除については、住民が1年間に被ばくする放射線量が20mSvを超えるか否かが、一つの基準とされている（平成23年12月26日原子力災害対策本部決定「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」等）。

上記避難等に関する指示は、原子力災害対策本部長が、緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要がある措置として、地方公共団体の長に対して行ったものであり（平成24年法律第47号による改正前の原子力災害対策特別措置法20条3項、同改正後の同条2項）、その一つの基準とされる上記放射線量は、法令に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準ではなく、公衆の被ばくに関する限度について、放射線障害防止法3条の定める基本方針の下に技術的基準の斉一が図られたものでもない。

ウ 「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質環境汚染対処法」という。）は、本件事故により放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による環境の汚染が生じていることに鑑み、上記汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び土壌等の除染等の措置等について規定する。

そして、放射性物質環境汚染対処法に基づく土壌等の除染等の措置は、除染特別地域（環境大臣が同法25条1項に基づき指定する地域をいう。以下同じ。）及び汚染状況重点調査地域（環境大臣が同法32条1項に基づき指定する地域をいう。以下同じ。）において実施されるが、このうち、汚染状況重点調査地域の指定及び同地域内の除染実施区域の指定に係る「環境省令で定める要件」（同法32条1項、36条1項）については、その地域又は区域の追加被ばく線量が年間1mSv未満であることを基準として、これを空間線量率に換算し、1時

間当たり0.23μSv未満の放射線量と定められている（汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令（平成23年環境省令第34号）4条、5条）。

汚染状況重点調査地域の指定等の要件とされる上記放射線量は、法令に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準であり、放射線障害防止法6条に基づく環境大臣の諮問に対する放射線審議会の答申（平成23年12月13日付け）に基づいて定められている。これは、公衆の被ばくに関する限度について、同法3条の定める基本方針の下に技術的基準の斉一が図られたものということができる。

エ 環境大臣は、平成24年2月までに、福島県の41市町村（いわゆる浜通り及び中通りの全ての市町村と会津地方の一部の町村）の全域を除染特別地域又は汚染状況重点調査地域に指定したが、そのうち、平成29年3月末日までにその指定を解除したのは5町村にとどまる。この時点において、福島市、郡山市、いわき市及び南相馬市（同市は、本件事故当時における上告人の居住地である。）を含む36市町村に及ぶ広範囲の地域は、依然として、環境大臣が、法令に基づき、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認める地域、又はその環境の汚染状態が上記環境省令で定める要件に適合しないと認め若しくはそのおそれが著しいと認める地域であったということができる。

平成29年3月までに、福島県内の各市町村において除染が実施され、災害公営住宅の整備、公共インフラの復旧等が進んでいたとしても、上記のような環境の汚染状態が続いている居住地から避難している被災者にとって、その避難の継続は、放射線障害防止法3条の定める基本方針に照らし、自らの受ける放射線量が障害を及ぼすおそれのないようにするという点で、法令に基づく合理的な根拠があるというべきである。

もとより、区域外避難者は、自らの意思で元の居住地等に帰還することもできるが、避難を継続するか帰還するかは、ひとえに個人の選択の問題である。本件事故により放出された放射性物質が広く拡散し、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されたとはいえない状況において（東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律1条参照）、法令に基づく合理的な根拠をもって避難の継続を選択する者について、区域内避難者と異なり、平成29年4月以降は、当該被災者の具体的な事情を考慮するまでもなく、一律に、応急仮設住宅を使用する必要性を否定すべき理由はない。

(3)ア 災害救助法による応急仮設住宅の供与は、現に救助を必要とする被災者に対し、応急的に、必要な救助として行うものであるが、この「応急的」という概念は、

救助の必要性に関する当該被災者の具体的な事情を離れた画一的な期限を意味するものではない。取り分け、応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められる特定非常災害において、所定の期間を超えて応急仮設住宅を使用する必要性についての判断に当たり、応急的救助という考え方を重視して、当該被災者の具体的な事情を適切に考慮しないことは、むしろ、特定非常災害特措法等の趣旨に反するというべきである。

なお、一般に、法令上「応急」という用語に係る措置は、その規定の趣旨を踏まえ必要に応じ長期に及ぶことが稀ではない。現に、区域内避難者については、平成29年4月以降も、応急仮設住宅を供与できる期間が延長され、福島県大熊町及び双葉町からの避難者については、現在も、応急仮設住宅の供与が続いている。

イ 阪神・淡路大震災の例並びに宮城県及び岩手県の取扱いとの比較についても、区域外避難者が、区域内避難者と異なり、当該被災者の具体的な事情を考慮するまでもなく、応急仮設住宅を供与できる期間の延長を一律に否定する理由となるものではない。

ウ 応急仮設住宅の供与に代わる新たな支援策については、セーフティネット契約等が平成31年3月31日までの2年間に限定され、公営住宅の公募における専用枠等もその入居が確保されるものではないなど、上記支援策によって、必ずしも、安定した住宅を確保できるとはいえない。これらも、区域外避難者について、区域内避難者と異なり、当該被災者の具体的な事情を考慮するまでもなく、応急仮設住宅を供与できる期間の延長を一律に否定する理由となるものではない。

(4) 被上告人知事が災害救助法2条により行う救助は、地方自治法2条9項1号に規定する第1号法定受託事務であり（災害救助法17条）、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものである。国（内閣総理大臣）は、被上告人知事による応急仮設住宅の供与に関する事務について、その適正な処理を特に確保するため、適切と認める技術的な助言又は勧告等の関与をすることができる立場にある（地方自治法245条の4第1項等）。

また、被上告人知事が、応急仮設住宅を供与できる期間を延長する措置をとるに当たっては、内閣総理大臣に協議しその同意を得る必要があるから（災害救助法施行令3条2項）、その同意が得られない限り、上記措置をとることができない。そして、本件措置等において、平成29年3月末日までは、全ての避難者に係る上記期間の延長について上記同意が得られたが、同年4月以降は、上記期間の延長について上記同意を得ることが極めて困難となっていたことから、この点に関する協議を経て、区域内避難者と区域外避難者を一律に区別して取り扱い、区域内避難者に係る上記期間の延長について上記同

意がされたものということができる。

以上によれば、本件措置等は、国（内閣総理大臣）の関与と同意の下に被上告人知事が行ったものということができる。

(5) 以上のとおりであり、本件措置等において、応急仮設住宅を供与できる期間に関し、平成29年4月以降は、本件事故当時の被災者の居住地が避難指示区域に含まれるか否かを基準として、一律に、区域内避難者に係る上記期間を延長する一方で、区域外避難者に係る上記期間を延長しないことについては、同月以降は、区域外避難者について、当該被災者の具体的な事情を考慮するまでもなく、応急仮設住宅を使用する必要がないことが、合理的な根拠に基づいて認められるものでないことは明らかである。

避難先での生活の継続を望む区域外避難者が数多く存在する状況において、本件措置等は、応急仮設住宅の使用を必要とする区域外避難者の居住の安定に係る利益等を損なうという点で、本質的な瑕疵を有するものであったといわざるを得ない。

そうすると、平成29年4月以降に係る応急仮設住宅の供与に関し、国の関与及び同意の下に行われた被上告人の本件措置等は、社会通念上著しく妥当性を欠くものと認められ、各裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものである。

#### 4 法令の解釈適用の誤り

被上告人知事は、本件措置等を踏まえ、東京都知事に対し、区域外避難者について、平成29年4月以降に係る救助の応援を要請せず、東京都知事は、同年3月末日をもって上告人に対する応急仮設住宅の供与を終了した。その際、被上告人知事及び東京都知事が、応急仮設住宅を使用する必要性に関し、広域における住宅の供給状況等を踏まえ、上告人の具体的な事情を適切に考慮したことはうかがわれない。

国は、東京都知事による応急仮設住宅の供与に関する事務についても、その適正な処理を特に確保するため、適切と認める技術的な助言又は勧告等の関与をすることができる立場にある上、本件建物は、東京都知事が、国から国有財産使用許可を受けて、上告人に応急仮設住宅として供与するものであり、その使用許可と供与の期間は、同様に取り扱われるものであった。

以上によれば、上告人に対する応急仮設住宅の供与に関し、上告人に関する具体的な事情が適切に考慮されないまま、平成29年3月末日をもって上記供与が終了したことは、国の関与の下に行われた被上告人知事及び東京都知事による上記供与に関する事務の処理によるものであるが、それらは、国の関与及び同意の下に行われた被上告人の本件措置等が、社会通念上著しく妥当性を欠くものであって、各裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したことに起因するものというべきである。

このような事情の下において、上告人がその後本件建物に居住していることは、国との関係において、単なる不法占拠とみることはできず、上告人に関し、被災及び避難の状況、避難の継続又は帰還についての意向、家族関係・健康状態・就労状況その他生活の状況、安定した住宅の確保に関する事情等の具体的な事情を総合的に考慮して、国が上告人に対し建物明渡請求権を行使することが、正義・公平の理念に照らし容認できないときは、その行使は、権利の濫用として許されないというべきであり、被上告人が上記建物明渡請求権を代位行使することも、権利の濫用として許されないものと解される。

しかるに、原審は、被上告人が占有権原を有しない占有者に対し明渡しを求める権利を行使し義務を果たすために、国の上告人に対する建物明渡請求権を代位行使することができるとしており、上告人に関する具体的な事情を総合的に考慮して、上記建物明渡請求権の行使が権利の濫用に当たるか否かについて必要な検討をしていない。

そうすると、原審の判断には、災害救助法等の法令の解釈適用を誤った結果、必要な審理を尽くさなかった違法があり、これは、判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、原判決中、上記建物明渡請求に関する部分を破棄し、同部分について事件を原裁判所に差し戻すのが相当である。

5 我が国においては、国及び原子力事業者が、原子力の利用に関する安全神話に陥り（原子力基本法2条3項参照）、原子力発電所についてチェルノブイリ原子力発電所事故（1986年（昭和61年））と同様の事態になることは考え難いとして、原子力発電所の敷地外において中長期的な防護措置や土壌等の除染等の措置などが必要となるような過酷事故を想定していなかった（昭和55年6月原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」、平成24年3月22日原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会防災指針ワーキンググループ「原子力施設等の防災対策について」についての見直しに関する考え方について 中間とりまとめ」等参照）。

このような状況において、本件事故に係る災害は、応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められる特定非常災害として政令で指定されたが、本件措置等は、区域内避難者と区域外避難者を一律に区別して取り扱うことについて合理的な根拠を欠き、応急仮設住宅の使用を必要とする区域外避難者の居住の安定の利益等を損なったものである。

原子力災害か否かに関わらず、著しく異常かつ激甚な非常災害により、多数の被災者の避難が広域かつ長期に及ぶ場合において、被災者の支援が、個別の事情を踏まえ、その必要性が継続する間確実に実施されるよう、そ

の居住の安定に資するための措置について適切な仕組みの構築が望まれる。

（裁判長裁判官 三浦 守 裁判官 岡村和美 裁判官 尾島 明 裁判官 高須順一）

## 刑事

◎ 大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（令和7年大阪府条例第2号による改正前のもの）15条2項、1項1号、6条3項2号と軽犯罪法1条23号

件名 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年兵庫県条例第66号）違反被告事件

最高裁判所令和6年（あ）第504号

令和7年12月23日 第二小法廷決定 棄却

被告人 甲

原 審 大阪高等裁判所

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

1 弁護人奥村徹の上告趣意のうち、大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（令和7年大阪府条例第2号による改正前のもの。以下「本条例」という。）15条2項、1項1号、6条3項2号（以下「本件各規定」という。）の憲法94条違反をいう点について

(1) 所論は、軽犯罪法1条23号にいう「ひそかにのぞき見た」には、撮影機能を有する機器をひそかに設置して撮影する場合を含むと解すべきところ、本件各規定は、同法1条23号が処罰の対象とする行為の一部をより重く処罰する趣旨の規定であるから、憲法94条に違反するという。

(2) 軽犯罪法1条23号は、「正当な理由がなくて人の住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服をつけないような場所をひそかにのぞき見た者」を、拘留又は科料に処すると定めている。日常生活における身近な道徳律に違反する比較的軽微な犯罪の処罰を定めるとい同法の性格に加え、法定刑が拘留又は科料にとどめられていること等に照らすと、同号は、所定の行為が私生活の秘密を侵害する抽象的危険性を有し、国民の性的風俗にも好ましくない影響を及ぼすおそれがあることに着目して、これを処罰することとしたものと解される。

一方、本件各規定は、住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる

ような場所における当該状態にある人の姿態を、みだりに撮影することを禁止し、これに違反した者を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に、常習としてこれに違反した者を2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処すると定めている。府民及び滞在者の平穏な生活を保持するという本条例の目的（1条）、本件各規定に係る改正の経過等を踏まえると、本件各規定は、本条例6条3項2号に掲げる行為が、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるものであって、ひいては府民等の平穏な生活を害することに着目してこれを処罰することとしたものと解される。

そうすると、本件各規定の処罰対象となる行為は、軽犯罪法1条23号のそれと重なり合う部分があるものの、本件各規定は、同法1条23号とは別の目的に基づく規律を意図するものというべきである。そして、本件各規定は、もとより同法1条23号の罪の成立範囲を変更するものではなく、同号とは別の目的からより重い罰則を定めているものであって、同号もこのような罰則を条例によって設けることを禁じたものとは解されず、同号の目的及び効果を阻害するとはいえない。

(3) 以上によれば、軽犯罪法1条23号と本件各規定との間に矛盾抵触はなく、本件各規定は同法1条23号に違反しないことが明らかというべきであるから、憲法94条違反をいう所論は前提を欠く。

## 2 その余の上告趣意について

弁護人奥村徹のその余の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって本件に適切でないか、原判決は所論のような趣旨を判示したものとはいえないから、前提を欠き、その余は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

3 よって、刑訴法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。なお、裁判官三浦守の補足意見がある。

**裁判官三浦守の補足意見**は、次のとおりである。

本件各規定が軽犯罪法1条23号に違反しないと解すべき理由について補足的に意見を述べる。

軽犯罪法1条23号に規定する場所を撮影する行為は、当該場所をのぞき見る行為に当たると解されるから、同号と本件各規定がそれぞれ処罰の対象とする行為の間には重なり合う部分がある。

しかし、それぞれの規律の目的についてみると、軽犯罪法1条23号は、所定の行為が私生活の秘密を侵害する抽象的危険性を有し、国民の性的風俗にも好ましくない影響を及ぼすおそれがあることに着目して、これを処罰することとしたものと解される。

他方、本条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって府民等の平穏な生活を保持することを目的とし、本条例の各条項は、上記目的を実現

するための措置として定められたものということが出来る。また、本条例6条3項2号は、令和3年大阪府条例第37号により改正されたものであるところ、その改正前の規定は、「何人も、みだりに、公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態である場所における当該状態にある人の姿態を撮影してはならない。」というものであって、上記目的の下に、公衆が利用する場所における上記姿態の撮影行為を禁止するものと解される。そして、上記姿態を撮影する行為は、その影像記録の保持、移転及び拡散の可能性が長期間に及ぶものであって、上記場所をのぞき見る行為よりも、一般的に、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるものであり、ひいては府民等の平穏な生活を害するおそれが強いと考えられることに鑑み、上記目的の下に、禁止の対象を私的な場所における行為にも拡大する改正がされたものと解される。

そうすると、本件各規定は、軽犯罪法1条23号とは別の目的に基づく規律を意図するものと認められることなどから、本件各規定は、同法1条23号に違反しないものと解される。

(裁判長裁判官 三浦 守 裁判官 岡村和美 裁判官  
尾島 明 裁判官 高須順一)

## ◎ 住居不詳の被告人に対する控訴趣意書差出最終日通知書等の付郵便送達が有効とされた事例

件名 窃盗被告事件

最高裁判所令和6年(あ)第1087号

令和8年1月14日 第三小法廷決定 棄却

被告人 甲

原 審 名古屋高等裁判所

### 主 文

本件上告を棄却する。

### 理 由

弁護人大池かおりの上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

所論に鑑み、原審裁判所がした送達の有効性に関し、職権で判断する。

1 記録によれば、本件の事実関係は以下のとおりである。

(1) 被告人は、令和5年3月23日、本件犯行により現行犯逮捕され、引き続き勾留されたが、逮捕当初から人定事項を供述せず、同年4月12日、住居不詳のまま起訴された。被告人は、第1審第1回公判期日における人定質問に対しても回答をしなかった。第1審裁判所は、令和6年3月18日、住居不詳のまま、被告人を罰金40万円に処し、未決勾留日数のうち、その1日を5000円に換算してその罰金額に満つるまでの分をその刑に算入する旨の判決を言い渡した。

第1審弁護人は、同日、控訴を申し立てた。第1審裁判所書記官は、同日、被告人が釈放された直後、被告人に対し、控訴審の弁護人照会等のために被告人の帰着先や連絡先を教えてほしいと述べたが、被告人は回答を拒否し、以後所在不明となっていた。

(2) 原審裁判所は、戸籍の附票に記載されている被告人の住所に宛てて、令和6年4月10日付け控訴審における弁護人選任に関する通知及び照会書等を発送したが、「あて所に尋ねあたりません」との理由で返送された。

原審裁判所は、同月19日、検察事務官から、不提出記録にて被告人の住居所を探したが、住居所の記載がある記録は見付けられなかった旨を聴取した。また、同年5月20日、検察官から、同月8日付け戸籍の全部事項証明書等の提出を受けたが、戸籍の附票に記載されている被告人の住所に変更はなかった。

(3) 原審裁判所は、令和6年6月19日、戸籍の附票に記載されている被告人の住所に宛てて、控訴趣意書差出最終日通知書、公判期日召喚状、国選弁護人選任通知

書を書留郵便に付して送達し、同年7月24日の第1回公判期日後、同住所に宛てて、第2回公判期日召喚状を書留郵便に付して送達した(以下、これらを「本件付郵便送達」という。)。原審裁判所は、同年8月7日の第2回公判期日において、控訴棄却の判決を言い渡した。

2 所論は、本件付郵便送達により、被告人が公判期日を知らず、被告人不出頭のまま審理を進めた原審裁判所の訴訟手続には法令違反があると主張する。

しかし、被告人は、第1審判決に対して控訴を申し立てながら、原審裁判所に対して刑訴規則62条1項の住居、送達受取人等の届出をしなかったのであるから、刑訴規則63条1項により書留郵便等に付して送達をすることができると解される(最高裁平成15年(あ)第279号同19年4月9日第三小法廷決定・刑集61巻3号321頁参照)。そして、第1審判決に対して控訴を申し立てた被告人が、裁判所から尋ねられても住居等を明らかにしなかったなどという本件の事情の下では、戸籍の附票に記載されている住所に宛てて送達された書類が現実には被告人に届かないとしても、その不利益を被告人が受けるのはやむを得ないというべきである。したがって、原審裁判所が同住所に宛てて行った本件付郵便送達は有効と解するのが相当である。

よって、刑訴法414条、386条1項3号、181条1項ただし書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 渡辺恵理子 裁判官 林 道晴  
裁判官 石兼公博 裁判官 平木正洋 裁判官  
沖野眞己)

記事

◎叙位・叙勲（11月分、死亡者のみ）

別紙「叙位・叙勲（令和7年11月、死亡者のみ）」  
のとおり

◎人事異動

東京地方・家庭裁判所立川支部判事  
東京高等裁判所判事 小川賢司  
依願退官  
東京地方・家庭裁判所立川支部判事 杉山正明  
(以上12月26日)

東京高等裁判所判事  
仙台家庭裁判所長 中吉徹郎  
仙台家庭裁判所長  
さいたま地方・家庭裁判所川越支部長 松本明敏  
さいたま地方・家庭裁判所川越支部長  
東京高等裁判所判事 男澤聡子  
依願退官  
東京高等裁判所判事 梅本圭一郎  
(以上12月28日)

定年退官  
東京高等裁判所判事 木納敏和  
(12月29日)

東京高等裁判所判事  
大阪高等裁判所判事 嶋末和秀  
大阪高等裁判所判事  
松江地方・家庭裁判所長 西村欣也  
松江地方・家庭裁判所長  
大阪高等裁判所判事 西岡繁靖  
(以上12月30日)

依願退官  
さいたま家庭・地方裁判所越谷支部判事  
事 江尻 禎  
東京地方裁判所判事補 清水理桜子  
(以上12月31日)

東京地方裁判所判事補 染井明希子  
(1月1日)

定年退官  
大阪家庭・地方裁判所堺支部判事 惣脇美奈子  
(1月2日)

大阪家庭・地方裁判所堺支部判事  
大阪高等裁判所判事 山本正道  
(1月3日)

東京高等裁判所判事 石田佳世子

福井簡易裁判所判事兼大野簡易裁判所判事  
事 藤本昌彦  
大阪簡易裁判所判事  
福井簡易裁判所判事  
福井簡易裁判所判事兼大野簡易裁判所判事  
判事 村上政司  
(以上1月5日)

定年退官  
福岡高等裁判所判事 佐藤道恵  
(1月11日)

定年退官  
日田簡易裁判所判事 橋辺隆司  
(1月16日)

最 高 裁 判 所 規 程

《電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件の事件記録保存規程について》

電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件の事件記録保存規程が制定され、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行されます。

この規程は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、電子情報処理組織を使用する方法により申立てその他の申述等を行うことができる事件の事件記録の保存等に関する取扱いについて所要の整備を行うものです。

◎電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件の事件記録保存規程

（令和七年二月一七日 最高裁判所規程第四号）

規程Ⅱ別添のとおり

(別紙)

叙 位 ・ 叙 勲 (令和7年11月、死亡者のみ)

職 名	氏 名	発令日	位 階 勲 等
元長崎地方・家庭裁判所佐世保支部長	山 口 毅 彦	11.17	正四位 瑞小
札幌高等裁判所刑事首席書記官	高 嶋 博 之	11.18	正五位 瑞小
元長崎検察審査会事務局長	平 山 利 文	11.23	正五位 瑞双
元日本弁護士連合会理事	杉 原 英 樹	11.25	従五位 旭小
元日本弁護士連合会常務理事	福 地 輝 久	11.27	従五位 旭小
元名古屋高等裁判所刑事首席書記官	一 野 明 信	11.30	正五位

◎ 最高裁判所規程 第四号

電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件の事件記録保存規程を次のように定める。

令和七年十二月十七日

最 高 裁 判 所

電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件の事件記録保存規程

(趣旨)

第一条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）その他の法令の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申立てその他の申述等を行うことができる事件の事件記録の保存については、事件記録等の特別保存に関する規則（令和五年最高裁判所規則第九号）に特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程で「事件記録」とは、別表の上欄に掲げる事件及び再審事件の記録をいう。

2 この規程で「付随事件」とは、証拠保全事件その他主たる事件に付随する事件をいう。

(保存裁判所)

第三条 事件記録は、特別の定めがある場合のほか、当該事件の第一審裁判所で保存する。

2 再審事件の事件記録は、不服申立ての対象となつた裁判がされた事件の事件記録を保存する裁判所で保存する。

(保存期間)

第四条 事件記録の保存期間は、十年とする。ただし、事件記録のうち、別表の下欄に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）については、同欄に定める保存期間とする。

2 前項の保存期間は、特別の定めがある場合のほか、裁判の確定その他の事由による事件完結の日から起算する。

(督促事件等の特例)

第五条 最高裁判所は、必要があるときは、督促事件及び付随事件の事件記録の保存裁判所及び保存期間について、別段の定めをすることができる。

(保存の方法)

第六条 事件記録のうち、別表の下欄に掲げる電磁的記録の内容を明らかにするため必要な電磁的記録及び書類は、当該別表の下欄に掲げる電磁的記録とともに保存しなければならない。

2 事件記録のうち、別表の下欄に掲げる電磁的記録は、当該裁判、電子調書等の送達及び確定又は訴え等の取下げの事実を明らかにして保存しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、事件記録を保存する方法は、最高裁判所が定める。

(廃棄)

第七条 保存期間が満了した事件記録は、事件記録等の特別保存に関する規則第三条本文の規定により特別保存に付する認定を行ったものを除いて廃棄する。

2 廃棄は、裁判所の長の認可を受け、首席書記官（最高裁判所にあつては訟廷首席書記官、知的財産高等裁判所にあつては知的財産高等裁判所首席書記官、首席書記官の置かれていない簡易裁判所以外の簡易裁判

所にあつては監督地方裁判所の首席書記官）の指示を受けてしなければならない。

(保存期間の延長)

第八条 事件記録で特別の事由により保存期間満了の後も保存の必要があるものは、その事由のある間保存期間を延長しなければならない。

(内閣総理大臣への移管)

第九条 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第十四条第一項の規定に基づく協議による定め（同法附則第三条の規定により同法第十四条第一項の規定に基づく協議による定めとみなされるものを含む。）において同法第二条第六項に規定する歴史公文書等として内閣総理大臣に移管することとされた事件記録は、最高裁判所の指示を受けて独立行政法人国立公文書館に送付する。

2 前項の事件記録は、保存期間満了の後も、独立行政法人国立公文書館に送付するまでの間保存しなければならない。

附 則

1 この規程は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

2 この規程は、第一条の事件のうち、次に掲げる事件について適用する。

一 訴えに係る事件（人事訴訟（人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第二条に規定する人事訴訟をいう。）及び家庭裁判所における執行関係訴訟（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十四条又は第三十三条から第三十五条まで（第二十四条及び第三十五条を除き、これらの規定を民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する訴えに係る訴訟であつて家庭裁判所の管轄に属するものをいう。）に係る事件を除く。次号において同じ。）であつてこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提起されるもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があつたものとみなされるものを除く。）及び施行日以後に開始される民事訴訟に関する事件（訴えに係る事件を除く。）

二 施行日前に提起された訴えに係る事件についての裁判に対する再審事件であつて、施行日以後に不服申立てがされるもの

3 この規程は、前項第二号に規定する再審事件の不服申立ての対象となつた裁判がされた事件については

五

適用しない。

4 附則第二項に規定する事件については、事件記録等保存規程（昭和三十九年最高裁判所規程第八号）の規定は、適用しない。

最高裁判所長官 今 崎 幸 彦

別表（第二条、第四条関係）

事件の種類	事件記録のうち、十年より長い期間保存する電磁的記録の保存期間
和解事件	和解に係る電子調書 三十年
督促事件	確定判決と同一の効力を有する電子支払督促 三十年
少額訴訟事件	電子判決書（民事訴訟法第二百五十四条第二項の電子調書を含む。） 五十一年
民事通常訴訟事件（法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判がされたものを含む。）	上訴審における事件を終局させる電子決定書又は電子命令書（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第五十条の二の電子調書を含み、移送の決定に係るものを除く。） 五十一年
手形訴訟事件及び小切手訴訟事件	
行政訴訟事件（選挙に関する訴訟事件	

七

人身保護事件	和解又は請求の放棄若しくは認諾に係る電子調書 三十年
民事雑事件	和解に代わる電子決定書（異議申立てにより効力を失つたものを除く。） 三十年
行政雑事件	訴訟等の費用の額の確定の電子決定書及び電子処分書 三十年
人身保護雑事件	訴訟上の救助又は手続上の救助により納付を猶予された費用の支払を命ずる電子決定書 三十年
	秘密保持命令又は秘密保持命令の取消しの電子決定書 三十年
	和解に係る電子調書（行政事件訴訟法） 三十年

六

八

六	
その性質に反しない限り民事訴訟法の規定を準用し、又はその例によることとされる事件のうち、当該事件の下欄に掲げる和解に係る電子調書の定めのないものの和解に係る電子調書 三十年	昭和三十七年法律第百三十九号の規定による執行停止の申立て事件又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立て事件に係るものに限り。 三十年

備考 再審事件の事件記録のうち、十年より長い期間保存する電磁的記録の保存期間は、不服申立ての対象となった裁判がされた各事件の下欄に定めるところによる。